

Ⅱ 教務関係事項(博士前期課程)

1 履修案内

1. 博士前期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記の修了に係る要件を満たすものとする。

(1) 博士前期課程

- 1 当該課程に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

2. 授業科目の履修について

博士前期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員はP14～P15のとおりです。

3. 履修の届出について

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期（前期、後期）に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければなりません。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末の学務システム（WEB）を利用して各自行うこととします（履修登録のない科目の単位修得は認められません）。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認してください。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めません。

但し、登録内容の誤りなどで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム（WEB）を利用して変更等することができます。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生担当へ申し出てください。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム（WEB）を利用して取消しすることができます。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、シラバスに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syllabus_link.html

4. 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず、授業区分のうち、特別研究及び演習科目については、平素の成績により、単位を認定することがあります。

5. 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。
 なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

6. 成績評価

成績評価は、本専攻の定める成績評価基準に基づき行います。なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合については、F（不可：0点）とします。

本学ではGPA制度を導入しています。GPAとは、Grade Point Averageの略で、成績評価値をあらわします。本学におけるGPA制度の成績の表記とGPの換算は次のとおりです。

成績の評語およびグレード・ポイント（GP）

評語	評点 (整数)	H28年度以降に履修する 授業科目の GP 算出方法：(評点-55)/10	H27年度までに 修得した 授業科目の GP	基準等
A+	100点	4.5	4	シラバスに記載する到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	99点	4.4		
	98点	4.3		
	97点	4.2		
	96点	4.1		
	95点	4.0		
	94点	3.9		
	93点	3.8		
	92点	3.7		
	91点	3.6		
A	90点	3.5	3	シラバスに記載する到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	89点	3.4		
	88点	3.3		
	87点	3.2		
	86点	3.1		
	85点	3.0		
	84点	2.9		
	83点	2.8		
	82点	2.7		
	81点	2.6		
B	80点	2.5	2	シラバスに記載する到達目標を達成し、良好な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	79点	2.4		
	78点	2.3		
	77点	2.2		
	76点	2.1		
	75点	2.0		
	74点	1.9		
	73点	1.8		
	72点	1.7		
	71点	1.6		
C	70点	1.5	1	シラバスに記載する到達目標を概ね達成している。 合格（単位を授与する）
	69点	1.4		
	68点	1.3		
	67点	1.2		
	66点	1.1		
	65点	1.0		

	64 点	0.9		
	63 点	0.8		
	62 点	0.7		
	61 点	0.6		
	60 点	0.5		
F	0～59 点	0	0	シラバスに記載する到達目標を達成していない。 不合格（単位を授与しない）
W	付さない	対象外	対象外	履修登録後において、本学が別に定める履修取消期間内に 取消を行った授業科目
認定	付さない	対象外	対象外	単位認定等を受けた授業科目
修了	付さない	対象外	対象外	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたいもの、もしくは一定の到達度をもって評価し単位を授与する場合
未修得	付さない	対象外	対象外	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格（単位を授与しない）とする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム（WEB）により通知しますので、各自確認を行ってください。

7. 成績の通知

- (1) 成績評価は各自が学務システム（WEB）で確認してください。
- (2) 成績開示後、開示された成績に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等をすることができます。
- (3) 質問に対する教員の回答が得られない、または回答に納得できない場合は、「岡山大学大学院（薬学系）専門科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、異議を申し立てることができるので、薬学系教務学生担当にその旨を申し出てください。
- (4) 成績評価に関する質問・疑問等がある場合には、薬学系教務学生担当にその旨を申し出てください。

8. 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあつては、10月末までに）薬学系教務学生担当へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。
- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系教務学生担当へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

9. 学位論文の評価基準等

(1) 評価基準

学位（修士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 主たる論文内容が申請者自身の研究結果であること。
- 2 論文内容が質・量がともに担保されていること。
- 3 論文記載の研究成果に、新規性・進歩性が認められ、当該研究領域のさらなる進展に貢献するものであること。
- 4 論文形態・書式が当該論文分野の関連専門雑誌の投稿理念・規定に倣っていること。

(2) 審査委員の体制

正指導教員（主査）の他、論文内容に造詣が深く、かつ原則として学会発表等の共著者でない教授、准教授又は講師（ただし、④の資格を有するものに限る。）1名以上の審査委員をもって組織する。ただし、原則として教授1名以上を含むこととする。

(3) 審査方法

上記審査委員で構成される審査委員会にて論文を審査します。審査の結果、合格であった者のみ、最終試験を行います。なお、最終試験は学位（修士）論文発表会をもって充てます。

(4) 審査項目

- 1 研究への貢献度
- 2 論文内容の質・量
- 3 研究成果の新規性・進歩性
- 4 論文形態・書式の適切性

10. 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等を含む）の授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

11. 入学前の既修得単位の認定について

博士前期課程の学生が、大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、認定を受けなければなりません。

12. 他大学の大学院等への研究指導委託生の派遣について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）又は研究所等において必要な研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

13. 薬学部授業科目に係る科目等履修生制度について

博士前期課程の学生は、科目等履修生制度により、薬学部授業科目を履修し、単位を修得することができます。履修を希望する場合、薬学系教務学生担当に願い出てください。

なお、薬剤師国家試験受験資格を取得するために指定科目の履修を願い出る場合は、薬学系教務学生担当にて手続きを確認してください。

14. 修士課程医歯科学専攻との相互履修科目について

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に規定される修士課程医歯科学専攻の開講授業科目について、連携大学院に所属する学生を除き4単位を上限として、修了要件単位に算入することができます。

履修を希望する場合は、所定の様式により指導教員の承認を受けて、教務学生担当へ提出してください。

Ⅲ 教務関係事項(博士後期課程)

1 履修案内

1. 博士後期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記の修了に係る要件を満たすものとする。

(1) 博士後期課程

- 1 当該課程に3年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、12単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

2. 授業科目の履修について

博士後期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員はP30～P31のとおりです。

3. 各種科目の開講について

開講予定については、掲示板又はホームページでご確認ください。

4. 履修の届出について

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期(前期、後期)に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければなりません。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して各自行うこととします(履修登録のない科目の単位修得は認められません)。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認してください。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めません。

但し、登録内容の誤りなどで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して変更等することができます。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生担当へ申し出てください。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して取消しすることができます。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、シラバスに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syllabus_link.html

5. 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず、授業区分のうち、特別演習については、平素の成績により、単位を認定すること

とがあります。

6. 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士後期課程薬科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。

なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

7. 成績評価

成績評価は、本専攻の定める成績評価基準に基づき行います。なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合については、F（不可：0点）とします。

本学ではGPA制度を導入しています。GPAとは、Grade Point Averageの略で、成績評価値をあらわします。本学におけるGPA制度の成績の表記とGPの換算は次のとおりです。

成績の評語およびグレード・ポイント（GP）

評語	評点 (整数)	H28年度以降に履修する 授業科目の GP 算出方法：(評点-55)/10	H27年度までに 修得した 授業科目の GP	基準等
A+	100点	4.5	4	シラバスに記載する到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	99点	4.4		
	98点	4.3		
	97点	4.2		
	96点	4.1		
	95点	4.0		
	94点	3.9		
	93点	3.8		
	92点	3.7		
	91点	3.6		
A	90点	3.5	3	シラバスに記載する到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	89点	3.4		
	88点	3.3		
	87点	3.2		
	86点	3.1		
	85点	3.0		
	84点	2.9		
	83点	2.8		
	82点	2.7		
	81点	2.6		
B	80点	2.5	2	シラバスに記載する到達目標を達成し、良好な成果を収めている。 合格（単位を授与する）
	79点	2.4		
	78点	2.3		
	77点	2.2		
	76点	2.1		
	75点	2.0		
	74点	1.9		
	73点	1.8		
	72点	1.7		
	71点	1.6		

	70 点	1.5		
C	69 点	1.4	1	シラバスに記載する到達目標を概ね達成している。 合格（単位を授与する）
	68 点	1.3		
	67 点	1.2		
	66 点	1.1		
	65 点	1.0		
	64 点	0.9		
	63 点	0.8		
	62 点	0.7		
	61 点	0.6		
	60 点	0.5		
F	0～59 点	0	0	シラバスに記載する到達目標を達成していない。 不合格（単位を授与しない）
W	付さない	対象外	対象外	履修登録後において、本学が別に定める履修取消期間内に取消を行った授業科目
認定	付さない	対象外	対象外	単位認定等を受けた授業科目
修了	付さない	対象外	対象外	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたいもの、もしくは一定の到達度をもって評価し単位を授与する場合
未修得	付さない	対象外	対象外	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格（単位を授与しない）とする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム（WEB）により通知しますので、各自確認を行ってください。

8. 成績の通知

- (1) 成績評価は各自が学務システム（WEB）で確認してください。
- (2) 成績開示後、開示された成績に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等をすることができます。
- (3) 質問に対する教員の回答が得られない、または回答に納得できない場合は、「岡山大学大学院（薬学系）専門科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、異議を申し立てることができるので、薬学系教務学生担当にその旨を申し出てください。
- (4) 成績評価に関する質問・疑問等がある場合には、薬学系教務学生担当にその旨を申し出てください。

9. 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあつては、10月末までに）薬学系教務学生担当へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。
- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系教務学生担当へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

10. 学位論文の評価基準等

(1) 評価基準

- 1 主たる論文内容が申請者自身の研究結果であること。
- 2 論文内容が質・量ともに担保されていること。
- 3 論文記載の研究成果に、新規性・進歩性が認められ、当該研究領域のさらなる進展に貢献すること。
- 4 論文形態・書式が当該論文分野の関連専門雑誌の投稿理念・規定に倣っていること。

(2) 審査委員の体制

審査委員会は、次の各号に掲げる審査委員で組織します。ただし、審査委員には、教授および准教授それぞれ1名以上を含まなければならないこととします。

1 主査

論文内容に造詣が深く、正指導教員あるいは紹介指導教員ではなく、参考論文の共著者でない教授、准教授又は講師（ただし、㊦の資格を有する者に限る。）

2 副査

論文内容に造詣が深い教授又は准教授（ただし、㊦の資格を有する者に限る。）2名以上。正指導教員又は紹介指導教員を含んでもよいが、参考論文の共著者でない副査を必ず含むこと。

(3) 審査方法

公開での学位論文発表会を行い、上記審査委員で構成される審査委員会にて予備審査を実施します。

審査の結果、合格であった者のみ、論文審査並びに最終試験を行います。

(4) 審査項目

- 1 研究への貢献度
- 2 論文内容の質・量
- 3 研究成果の新規性・進歩性
- 4 論文形態・書式の適切性

11. 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

なお、履修した単位は、10単位を限度として修了に必要な単位として認定することができます。

12. 他大学の大学院等への研究指導委託生の派遣について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。ただし、必要な手続きを経て承認された場合は、延長することができます。

13. 薬学部授業科目に係る科目等履修生制度について

博士後期課程の学生は、科目等履修生制度により、薬学部授業科目を履修し、単位を修得することができます。履修を希望する場合、薬学系教務学生担当に願い出てください。

なお、薬剤師国家試験受験資格を取得するために指定科目の履修をお願い出る場合は、薬学系教務学生担当にて手続きを確認してください。